

環境影響評価（環境アセスメント）の取り組み

環境影響評価とは、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、

- ①その事業の実施前に
- ②事業者自らが
- ③事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、
- ④これを公表するとともに、
- ⑤地域住民等から環境保全上の意見を聴き、
- ⑥事業計画に反映させることにより、

公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

埼玉県では、事業の実施段階における環境影響評価の対象を条例（埼玉県環境影響評価条例）で規定しており、ごみ処理施設は1日当たり200トン以上の施設について環境影響評価の手続きを行うことになっています。

新しいごみ処理施設は、上記の能力に該当することから、現在、環境影響評価の調査等を行うための計画書を作成している段階です。

